



報道資料

平成27年7月9日
中国電力株式会社

「島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる添加水流量計の校正記録における不適切な取り扱い」に係る調査等の体制について

当社島根原子力発電所において判明した、低レベル放射性廃棄物のモルタル充填作業に用いる添加水流量計の校正記録の不適切な取り扱い（平成27年6月30日お知らせ済）について、当社は、これまで、社内に緊急対策本部を設置し、関係者への聞き取りなどの事実確認等を行ってまいりました。

事案発生に至った原因の詳細調査、再発防止対策の検討・策定ならびに、同様の事例の有無等を確認するため、本日、緊急対策本部内に組織体制を構築しましたのでお知らせします。

本体制の下で、平成22年に公表した点検不備問題も踏まえ、事実関係の確認および原因の調査・分析等を徹底的に行うとともに、再発防止対策を検討、策定してまいります。なお、調査の方法や結果、再発防止対策については、その妥当性を確認するため、計画段階から外部第三者により客観的に調査・検証いただくこととしています。

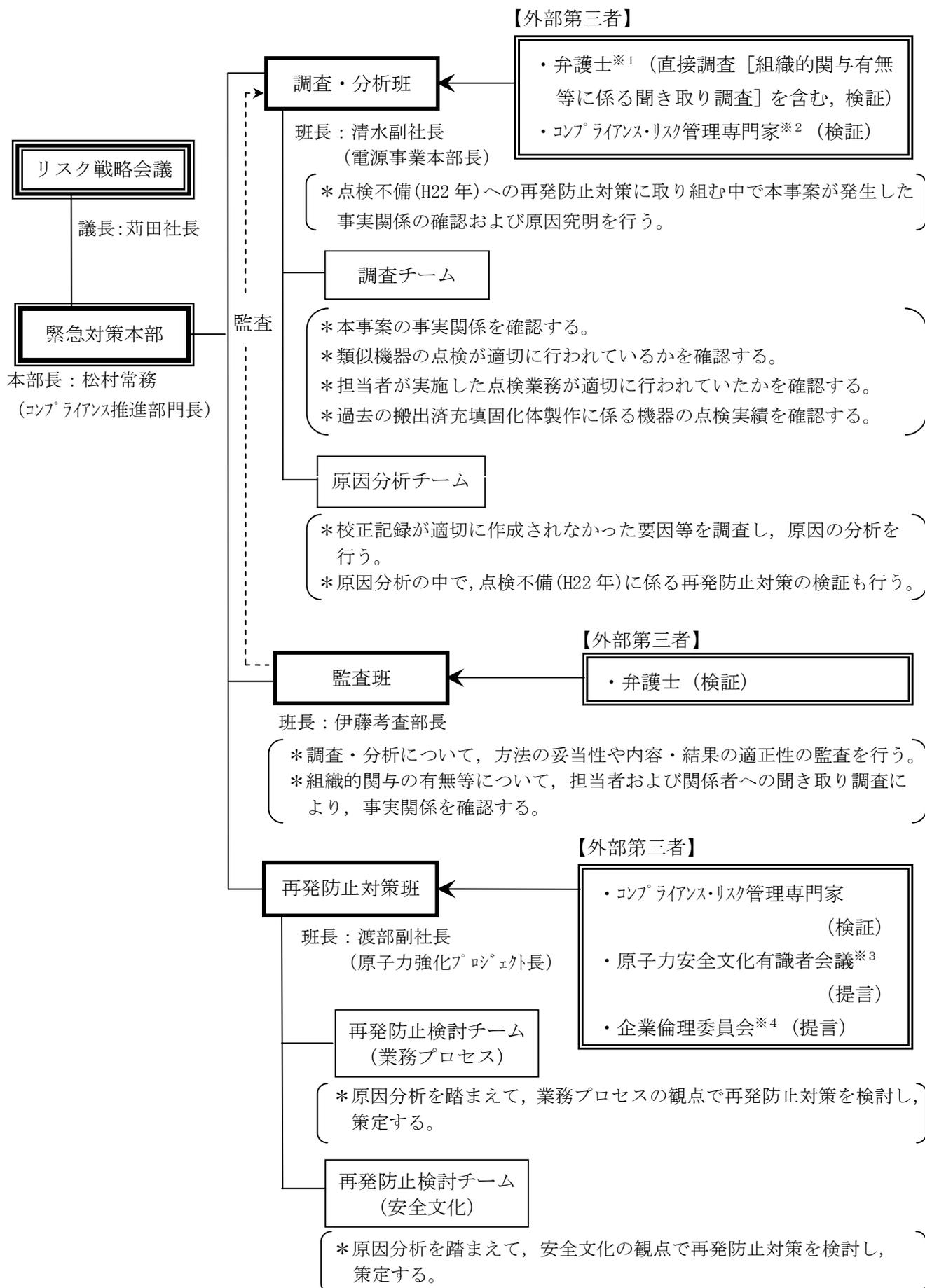
当社としては、平成22年に、島根原子力発電所の点検不備を公表して以降、全社を挙げて再発防止対策を進める中で、このような事案が発生したことを極めて重く受け止めており、また、地元の皆さまをはじめ、多くの関係者の方々にご心配をおかけし、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げるとともに、同様の事案を二度と発生させることのないよう取り組んでまいります。

以上

(添付資料)

別紙：調査等の実施体制および実施内容について

調査等の実施体制および実施内容について



※1：弁護士

弁護士による検証・調査等は、企業法務において豊富な実績がある弁護士に主導いただき、法律家としての知見を活かした検証をお願いするとともに、組織的関与の有無の判断に係る事項等に関して、直接調査（担当者および関係者への聞き取り調査）も実施いただく。

※2：コンプライアンス・リスク管理専門家

コンプライアンス・リスク管理に関するコンサルティング、講演会の実績が豊富な専門家により、コンプライアンスに係る社員の意識、倫理観や行動といった視点での検証を実施いただく。

※3：原子力安全文化有識者会議

原子力安全文化有識者会議は、「原子力安全文化醸成活動の推進」等に資する体制として設置した原子力強化プロジェクト長の諮問機関として、「原子力強化プロジェクト」の検討事項等に対し提言等を受けている会議体（平成22年6月29日設置）であり、本件事案について同様に議論し、再発防止対策等に対する提言等をいただく。

委員構成は、社外有識者7名、社内委員3名である。

※4：企業倫理委員会

企業倫理委員会は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンスに関する提言を受けている会議体（平成15年4月1日設置）であり、本件事案について同様に議論し、再発防止対策等に対する提言等をいただく。

委員構成は、社外有識者3名、社内委員4名である。

以 上